

## 小平市用水路管理方針について

市では用水路の今後の維持管理の指針となる小平市用水路管理方針を策定しました。  
小平市の用水路が目指すべき将来像を基本方針に基づき、維持管理及び用水路に関する広報の充実を図っています。

## 用水路が目指すべき将来像

### 「用水路がつなげていくまち小平」

管理方針では、3つの基本方針を掲げ、用水路の管理を行います。

- 方針1 「まちづくり」 用水路を活かしたまちづくりを展開し、用水路との関わりを豊かにする。
- 方針2 「維持管理」 質の高い、持続可能な公共財産として次の世代に引き継ぐ。
- 方針3 「広報・協働」 用水路を知る、用水路に関わるひとを増やす。

## 小平市用水路条例とは

小平市を流れる用水路の管理及び活用について必要な事項を定め、その利用の適正化及び環境の保全を図ることを目的としています。

### 用水路での禁止事項

- 1 流れている水をせき止めること、又は外へ引き込むこと
- 2 動力ポンプを使用してくみ上げること
- 3 ゴミを捨てること
- 4 生活排水を流すこと
- 5 管理のための施設を壊すこと
- 6 暗渠にすること、又は縦断占有すること
- 7 駐車場や建物により占有すること
- 8 その他、他人に迷惑を及ぼす行為

### 用水路の占有

用水路を次のとおり占有する場合は申請が必要です。

- 1 橋を架ける、通路として使用する
- 2 下水管、水道管やガス管などを埋設する
- 3 電柱の設置や電線などを引き込む
- 4 その他、条例で定めているもの



## ボランティア募集

市内の用水路は、自治会等を中心に年に1度【沼さらい】を実施し、用水路敷地内を市民の皆様にご清掃していただいております。花植え、落ち葉清掃や草刈りなど皆さんの趣味や特技を活かし、用水路の維持管理にご協力ください。  
なお、活動をご希望の場合は事前に活動場所や内容など、水と緑と公園課までご相談ください。

【問合せ先】小平市環境部 水と緑と公園課 用水担当  
電話：042-346-9831（直通）／mail：koen@city.kodaira.lg.jp



発行：令和6年4月



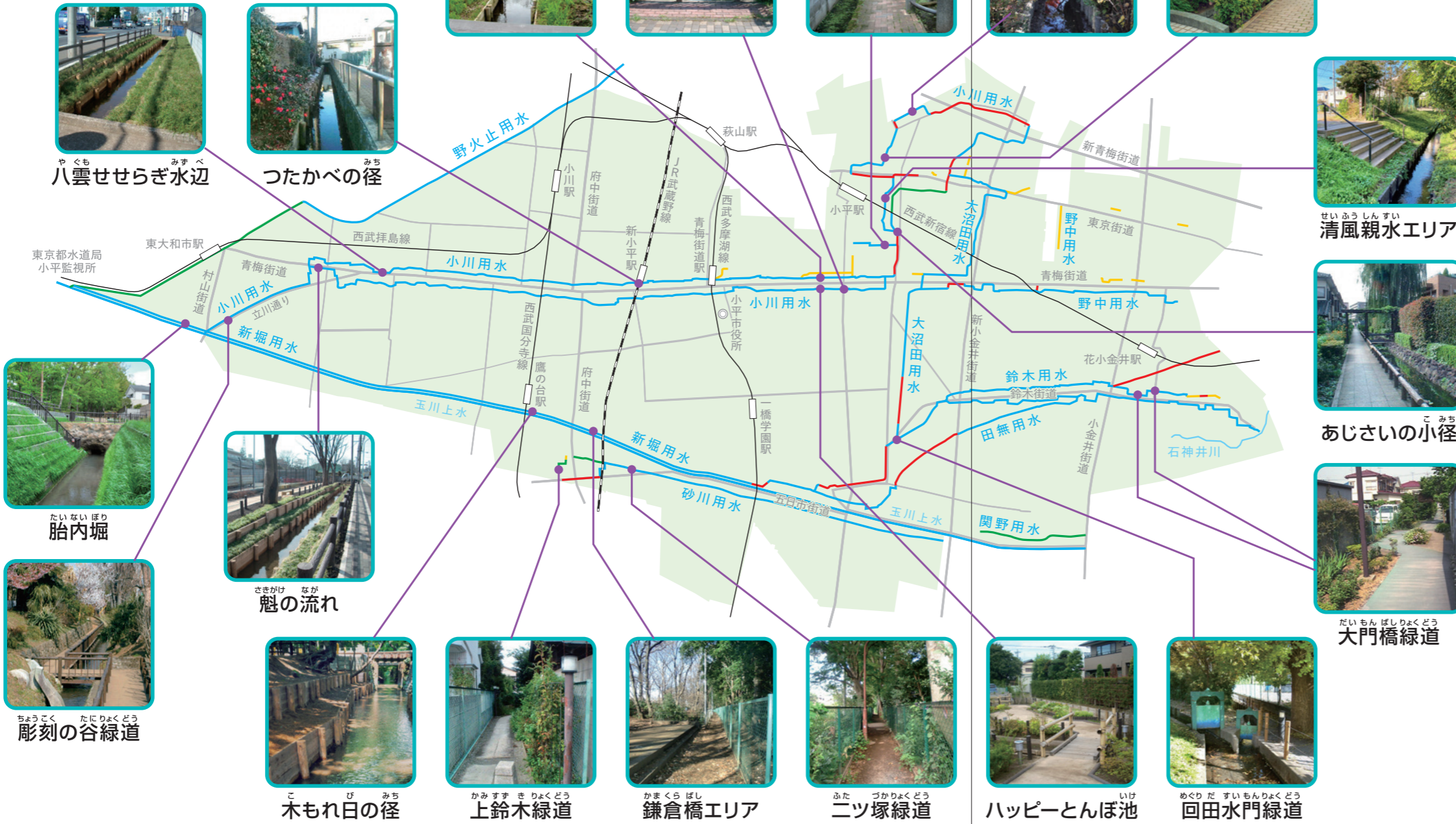
# 小平市の用水路を知ろう



小平市

# 用水路活用区分図と親水整備などのエリア

- 保全
- 売却
- 緑道
- 道路



## 用水路の歴史

小平市の所在する武蔵野台地は極めて水の乏しい土地であったため、江戸時代まで開拓の手が入らず、無人の荒野のまま放置されていたものと考えられています。玉川上水は1653年に四ツ谷大木戸まで開通し、翌年に江戸市中への飲料水供給が始まりました。1655年には玉川上水から分水された野火止用水が完成して、武蔵野の新田開発が進められました。

小平の新田開発に係わる玉川上水からの分水は、1656年に小川用水が東小川橋付近から開削された後、1657年に砂川用水が、1696年に田無用水が、1729年に野中用水・大沼田用水が、1732年に関野用水が、1734年に鈴木用水が開削されました。こうして小平の用水路は約80年かけて現在の用水路の原型が形成されました。用水路はその目的が生活用水であったため、街道に沿った短冊状の農家の屋敷内を横切るように流れていました。明治3(1870)年に、東京への水量を確保するため、分水口を1箇所にとめることとなり、現在の東京都水道局小平監視所がある場所に、新たな分水口が設けられました。そこから新堀用水が一部をトンネル状の胎内堀として玉川上水に沿って開削され、各用水を接続して現在の用水路網が形成されました。



## 用水路の特徴

市内の用水路は【胎内堀(たないぼり)】をはじめとして、用水路が開削された昔の風景を残しています。



素掘りの用水路

築橋  
土手を作りその上に用水を流している

## 用水路に住む生きもの

平成30年調査結果より

市内を流れる小川用水、新堀用水等には、多摩川の水が流れており、様々な生きものが住んでいます。



カマツカ

アブラハヤ

コオニヤンマ幼虫



ミシシippアカミミガメ



プレコ

用水路に流さないで!

ペットは責任をもって飼いましょう

その地域に存在しない生きものが住みついてしまうとその地域の生態系に著しく悪影響を及ぼします。特定外来生物は生態系に与える影響が多いことから、「外来生物法」により飼育や移動などが禁止されています。